最終更新日：2016年3月24日
株式会社プラネット
代表取締役社長 田上 正勝
問合せ先：執行役員 管理本部経営企画部長 滝山 重治
証券コード：2391
http://www.planet-van.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況は次のとおりです。

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）

経済活動のグローバル化及びIT化進展のなかで、企業経営も国際標準に沿った公正さ、透明性とスピードが必要となってきております。当社は情報通信サービス業という性格から社会的インフラの色彩も強く、社会的存在としてのニュートラルな公正さ及び透明性と、より早く変化に対応するスピードが求められており、この点を充分踏まえたうえで企業活動を展開しております。
当社は、企業理念に則った次の『企業行動憲章』（平成16年１月１日制定）を掲げ、すべての役員（取締役、監査役）及び従業員（社員、契約社員、嘱託等当社の業務に従事すべきすべての者）が職務を遂行するにあたっての基本方針といたします。

『プラネット企業行動憲章』

1．基本使命
当社は、流通機構を構成する各企業（製造者・配給者・販売者）が合理的に利用できる情報インフラストラクチャーを構築・運営し、流通機構全体の効率化・機能強化に貢献するサービスを提供します。

2．サービスの提供
当社は、流通機構を構成する各企業（製造者・配給者・販売者）が公平に便益を享受できるよう、安全・中立・標準化・継続性に配慮してサービスの提供を行ないます。

3．情報管理
当社は、ユーザー情報をはじめとする各種情報の管理を適切に行い、不正なアクセスや破壊工作から防御致します。

4．社会規範の遵守
当社は、法律やルールを遵守し、健全で公正な自由競争を行なうことに努力します。

5．反社会的勢力の排除
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固戦います。

6．企業情報の開示
当社は、社会に開かれた企業として、株主はもとより広く社会に経営全般にわたる企業情報を適切に開示します。

7．社員の人格の尊重
当社は、社員の個性を尊重して社員の創造性の伸張を促すとともに、仕事を通じて自己形成することを支援し、また両性の本質的平等に立脚した職場環境の維持に努力します。

8．役員の責務
役員は、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、周知徹底します。また、社内外の声を常時把握し、実効のある社内体制整備を行うとともに、企業倫理の確立に努力します。

（コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況）

（1）会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

A．会社の機関の内容
当社は取締役会設置会社であります。取締役会は、経営上の意思決定、業務執行の監督を行う機関として位置付け、運用を行っております。
平成28年３月24日現在、７名の取締役（うち、社外取締役３名）で構成され、原則として月１回定例取締役会を、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、充分な議論を尽くして経営上の意思決定を行っております。なお、社外役員１名を一般株主と利害相反の生じる恐れのない独立役員に指定しております。また、業務執行の強化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入し業務執行しております。
当社は、監査役会設置会社であります。３名の監査役（うち、社外監査役2名）は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び執行役員の職務執行について、厳正な監視を行っております。なお、社外監査役１名を一般株主と利害相反の生じる恐れのない独立役員に指定しております。
当社は会計監査人設置会社であります。会計監査人は仰星監査法人を選任しております。監査役及び会計監査人は意見交換を行なう等の連携を密にして、監査体制の充実を図っております。

B．内部統制システムの整備の状況
当社は、組織規程及び業務分掌規程をはじめとする各種規程を整備しており、各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行することで内部統制を図っております。また、内部統制システムの有効性の検証として、内部監査組織として代表取締役社長直轄の専任担当（監査担当）が内部監査を実施しております。

C．内部監査及び監査役監査の状況
代表取締役社長直轄の専任担当（監査担当）が、年間監査計画に基づき内部監査を実施しております。また、３名の監査役（うち、社外監査役2

名）は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び執行役員の職務執行について、厳正な監視を行っております。
社長直轄の専任担当（監査担当）、監査役及び監査法人は意見交換を行う等、連携を密にして、監査体制の充実を図っております。

（2）リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理に関する総括責任者としてリスク管理担当役員を責任者とする『事業継続計画プロジェクト』を設置し、全社横断的なリスク管理体制を設けております。また、従来から安全・中立・標準化・継続性を重視したインフラ構築に取組み、ユーザーに信頼されるEDI サービスなどを提供してまいりました。平成16年９月、全社、全従業員を適用範囲とする「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度（財団法人日本情報処理開発協会が運用）」の認証を取得しました。また、この認証基準が国際規格化(ISO27001)及びJIS 化(JIS Q27001)したことにより、平成19年２月、移行審査を受審して、これらの認証を取得したことにより、一層のリスク管理に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ライオン株式会社	1,066,400	16.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・株式会社インテック口）	1,058,400	15.96
ユニ・チャーム株式会社	300,800	4.54
株式会社資生堂	300,800	4.54
サンスター株式会社	300,800	4.54
ジョンソン株式会社	300,800	4.54
エステー株式会社	300,800	4.54
日本製紙クレシア株式会社	300,800	4.54
牛乳石鹸共進社株式会社	300,800	4.54
プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社	176,000	2.65

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	7 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
濱 逸夫	他の会社の出身者					○		○				
石井 貞行	他の会社の出身者					○		○				
廣田 光次	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱 逸夫		ライオン株式会社の代表取締役、取締役社長、執行役員、最高経営責任者であります。	当社設立メンバー会社・当社の大株主の代表取締役であり、日用品化粧品業界の流通に関して専門的識見があること。
石井 貞行		株式会社インテックの専務執行役員、社会システム戦略事業部長であります。	当社がネットワーク運用監視業務の委託及びシステム開発他を委託している株式会社インテックの専務執行役員であり、最新のITに高度な知識があること。
廣田 光次	○	独立役員であります。	経営者として豊富な経験を持つとともに、金融業界に精通していること。また、一般株主と利益相反を生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役及び会計監査人は意見交換を行う等の連携を密にして、監査体制の充実を図っております。
また、当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等は次のとおりであります。
業務を執行した公認会計士の氏名 ： 岡本　悟 所属監査法人 ： 仰星監査法人 継続監査年数2年
業務を執行した公認会計士の氏名 ： 三島　陽 所属監査法人 ： 仰星監査法人 継続監査年数1年
(注)1. 監査業務に係る補助者は、公認会計士2名及びその他2名であります。
社長直轄の専任担当(監査担当)が、年間監査計画に基づき内部監査を実施しております。専任担当(監査担当)と、監査役は意見交換を行う等の連携を密にして、監査体制の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井上 展成	弁護士													○
石垣 禎信	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 展成	○	独立役員であります。	弁護士として企業法務等に関する豊富な経験と専門的知識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反を生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しております。
石垣 禎信		ITホールディングス株式会社の社外取締役であります。	同氏がこれまで培ってきた経験等を当社監査体制に活かし、客観的立場から当社の経営を監査することが期待できることから、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、取締役の業績向上に対する意欲が保たれていることから、報酬面でのインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示
（社内取締役）支給人員 計4名 支給額 177,000千円
（社外取締役）支給人員 計3名 支給額 4,818千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬の算定方法は、役員取扱規程において、従業員給与の最高額に役位別係数を乗じた額を上限とする旨
定めており、その範囲内でそれぞれの取締役の月額報酬を決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

1. 定例の取締役会は年間を通じて、毎月一定の日を開催日と決め、スケジュールの確保をし易くするとともに、事務局より取締役会の15日程前に議題を記載した正式な開催案内を送付しております。

2. 社外取締役については、取締役会の事前に必要に応じて個別に訪問のうえ、資料の説明及び意見交換を行っております。

3. 社外監査役については、原則月一回定例的に監査役会を開催し、取締役会資料に加えて業務監査調書により、社外監査役としての職責を果たせる情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、定例の取締役会を原則として月1回開催し、経営上の意思決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行っております。
また、業務執行の強化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入し、執行役員会を原則として毎月2回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名 ： 岡本　悟 所属監査法人 ： 仰星監査法人 継続監査年数2年
業務を執行した公認会計士の氏名 ： 三島　陽 所属監査法人 ： 仰星監査法人 継続監査年数1年
（注）1. 監査業務に係る補助者は、公認会計士2名及びその他2名であります。

また、当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とする『コンプライアンス委員会』を設置しております。コンプライアンスの推進については、『企業理念』に則った「企業行動憲章」ならびに「企業行動指針」を制定し、役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、教育・指導しております。監査役及び社長直轄の専任担当（監査担当）は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、執行役員会に報告しております。執行役員会は、定期的にコン

プライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制において以下の緒施策が講じられており、取締役および監査役による監督・監視機能の充実が図られていると判断しております。

⑴社外取締役３名（うち独立役員１名）の設置による監督機能の充実
⑵社外監査役２名（うち独立役員１名）および常勤監査役１名の設置による監視機能の充実
⑶監査役会と内部監査部門、会計監査人との連携による監査体制の充実
⑷執行役員制による監督と執行の分離

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は7月決算。株主総会を10月に設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成の上、当社ウェブサイトに掲載しております。 URL http://www.planet-van.co.jp/aboutus/disclosure.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、IR 活動の一環としてアナリスト、機関投資家を対象とした決算（中間決算）説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、会社説明会資料等について掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部 経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動憲章」「企業行動指針」に記載しております。 「企業行動憲章」 http://www.planet-van.co.jp/aboutus/charter.html 「企業行動指針」 http://www.planet-van.co.jp/aboutus/indicator.html

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）当社は『企業理念』に則った「企業行動憲章」ならびに「企業行動指針」を制定し、役員及び従業員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え行動するように定める。

（2）コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とする『コンプライアンス委員会』を設置し、社長直轄の専任担当が事務局を務める。

（3）監査役及び社長直轄の専任担当は連携した監査を通じてコンプライアンスの状況・問題点を把握し、コンプライアンス委員会に報告する。報告を受け、コンプライアンス委員会は問題点の改善に努める。

（4）コンプライアンスを確保するため、コンプライアンス上疑義のある行為について、常勤監査役を窓口として使用人が直接通報する社員通報窓口を設置する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）企業理念である「流通業界の情報インフラストラクチャー」としての役割を果たすため、ユーザー情報や社内情報についてその機密性を尊重し、適切な情報管理（作成・保存）を行なう。

（2）実現を確実にするためISO／IEC27001の定める原則、及びそれに基づく基準に則りセキュリティ監査を含めた情報管理を推進する。

（3）情報セキュリティ担当役員を委員長とする「情報セキュリティ委員会」がセキュリティ監査の報告等を踏まえ、主体的に問題点の改善や答申等を進める。

（4）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については「情報管理規程」に従い整理・保存する。

（5）監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が関連諸規程に則り実施されているか監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）当社は、リスク管理に関する総括責任者としてリスク管理担当役員を責任者とする『事業継続計画プロジェクト』を設置し、全社横断的なリスク管理体制を設ける。

（2）万が一、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、「事業継続計画」に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる体制を整える。

（3）監査役及び社長直轄の専任担当は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を執行役員会に報告する。執行役員会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

（1）定例の取締役会を原則として月１回開催し、経営上の重要な意思決定と取締役の職務執行ならびに執行役員の業務執行の監督を行なう。

（2）業務執行の強化と意思決定の迅速化を意図して執行役員制度を導入し、原則として月2回の執行役員会を開催し、業務執行に関する意思決
定を迅速に行なう。

（3）事業運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期計画及び各年度計画を立案し、全社的な目標設定と管理を行う。

5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性
に関する事項

（1）監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査役と取締役会が協議のうえ指名する。監査役が要請する期間は指名された使用人の指揮・命令・考課の権限は監査役に移譲される。

（2）監査役の職務を補助する使用人の異動及び考課については監査役の同意を必要とする。

6．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

（1）取締役及び使用人は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告するよう指導・徹底を
図る。

（2）監査役は重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行の状況を把握するため「取締役会」に出席する。加えて常勤監査役は「執行役員会」、「コンプライアンス委員会」等重要な会議に出席して職務の執行状況を把握するとともに、主要な稟議書及び職務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役または使用人に説明を求める。その状況に関して社外監査役とも情報交換を密にして共有化を図り、監査の実効性確保に努める。

（3）また、「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は職務を補助する使用人及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査成果の達成を図る。

巻末「参考資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方＞
当社は「企業行動憲章」にもとづき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との対決姿勢を貫きます。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞
対応統括部署において、情報を一元的に管理し外部機関との連携を図ります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

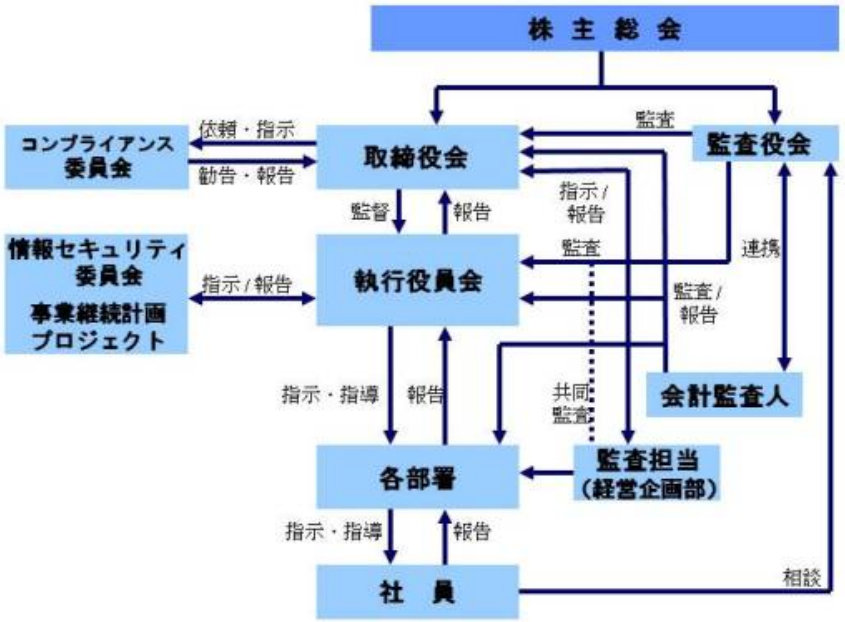
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」（以下、適時開示規則という。）に定められ、開示が要請される情報について適時・適切にかつ積極的に開示するよう努めております。
当社の会社情報の適時開示に係る体制につきましては、情報取扱責任者及び担当各部門は連係を密にして会社情報の収集に努め、会社情報を把握した時点で開示が必要な情報であるか否か協議し、適時開示規則に定められた事項に該当すると判断した場合、代表取締役の承認を得て適時開示を行い、また必要に応じて記者発表及びホームページへの掲載等を行なっております。
巻末「参考資料」をご覧ください。

【参考資料１】コーポレート・ガバナンス体制模式図



【参考資料2】 適時開示体制 模式図

